

## 植民地期カンボジアにおける法典編纂（2）

名古屋大学大学院法学研究科特任講師

傘谷 祐之

### 1. はじめに

前稿（ICD NEWS 2019年12月号掲載）では、カンボジアがフランス植民地期に法典編纂を開始するに至った背景と、20世紀初頭に法典編纂のための委員会が設置された経緯、委員会の目的や構成員等について検討した。フランス保護領政府とカンボジア王国政府とは、カンボジア人大臣たちの提案にしたがい、1901年に法典編纂を目的とする委員会を設置した。同委員会は、カンボジアの旧来の諸法律を大幅に修正することを予定していた。しかし、フランス法をモデルとした法典を編纂することが目的であったかどうかについては、疑問が残る。

本稿では、法典編纂委員会が1901年に活動を開始してから、1911年に民法典（民事身分（état civil）に関する編（titre）のみ）、刑法典、治罪法・司法組織法典（Code d'instruction criminelle et d'organisation judiciaire）という3つの法典を公布するまでの過程を見ていきたい。

### 2. 第一次法典編纂

法典編纂の開始から法典の公布までには、約10年の歳月が経過している。この間、法典編纂作業が一様に進んだわけではなく、何度か中断があったようである。

#### (1) 小委員会の始動（1901年）

法典編纂委員会の設置から約1か月後の9月7日、理事長官ブロシュは、第1回の委員会会合を招集した<sup>1</sup>。ブロシュは、会合で次の提案を行い、委員たちの同意を得た。まず、当時効力を有していた24の法律を4つに分類する。それは、第1に、「総論（Introduction）」すなわち司法の組織（Organisation de la justice）および司法官（Magistrats）の義務に関連する法律であり、第2に、民法典に関連する法律であり、第3に、刑法典に関連する法律であり、第4に、訴訟手続・訴訟費用に関連する法律である。

次に、この4つの分類に対応し、4つの小委員会を設置する。ブロシュは、会合中の彼の発言によれば、法典編纂が難事業であることを考慮して、4つではなく7つの小委員会を設置したかったようである。しかし、人員不足からか、設置された小委員会は4つにとどまった。各小委員会は、フランス人1人とカンボジア人3～4人で構成する。小委員会の構成員については、紙幅の都合上、割愛する。委員会の構成員のうち、ブロシュや大臣

<sup>1</sup> 以下の法典編纂委員会の第1回会合についての記述は、カンボジア国立文書館が所蔵する法典編纂に関する資料ファイル中の同会合の議事録を参照した（ANC RSC 30546 “Commission de révision des codes cambodgiens.”）。

らは、小委員会には参加しない。また、僧王ら高僧も、自らは小委員会には参加せず、代わってその代理人 (délégué) を参加させる。必要に応じて、小委員会に新たな委員を加えることもできる。というのは、4つの小委員会にフランス人1人ずつを配置すべきところ、法典編纂委員会には、理事長官を除いて、フランス人委員が2人しかいないためだと思われる。

こうして設置された小委員会が、法典編纂の実務を担う。小委員会は、その活動成果を、毎月、法典編纂委員会の全体会合に提出する。

続いて、同年11月12日に、第2回の会合が開かれた<sup>2</sup>。第2回会合では、民法典を担当する第二小委員会と、手続および訴訟費用を担当する第四小委員会とが提出した報告を検討した。第二小委員会からの報告の検討では、民事身分に関する規定と土地の所有権に関する規定について、小委員会の原案を修正する提案がなされた。第四小委員会からの報告の検討では、調停前置主義を採用すること、州における裁判は旧来の州の官人たちが行い、たとえば州知事が裁判長となること、控訴審を管轄する上級裁判所 (Tribunal supérieur) に民事部・刑事部を設置すること、上級裁判所の判決に不服がある場合には大臣会議に破毀を申立てることができること、等が決定された。

翌1902年に、第四小委員会の報告に基づいて、司法組織に関する同年2月7日王令第13号<sup>3</sup>が布告された。同王令は、法典編纂委員会の最初の成果物である。しかし、全11か条と短いものであり、おそらくは、法典編纂が完成するまでの暫定的な訴訟手続を定めたのだと推測される。

## (2) 停滞期 (1902～1905年)

その後しばらくの間、法典編纂委員会の動向は不明である。この時期については、法典編纂委員会の活動そのものが中断していたのか、それとも、活動はしていたが資料が残されなかっただけなのか、定かではない。ただ、『仏領インドシナ総合年報』掲載の職員名簿を見ると、理事長官プロシュは、おそらく1902年中にインドシナ総督府の事務総長に異動し<sup>4</sup>、委員であるルクレールも、同じ頃にクラチェへ理事官 (Résident de Kratié) に異動している<sup>5</sup>。プロシュやルクレールら委員会設置時の構成員らが異動してしまったことで、法典編纂委員会の活動に支障が生じたのではなかろうか。

## (3) 小委員会の改組 (1905年)

法典編纂委員会の活動が次に確認できるのは、1905年のことである。フランス保護領政府とカンボジア王国政府とは、「改正作業を積極的に進めること」「より幅広く、より人道的で、かつ、より近代的な意味で理解される新しい立法の公布を急がせること」を目的に (1905年5月5日王令前文)、小委員会を改組した。

<sup>2</sup> 以下の法典編纂委員会の第2回会合についての記述は、法典編纂に関する資料ファイル中の同会合の議事録を参照した (ANC RSC 30546)。

<sup>3</sup> Protectorat du Cambodge, *Recueil des Actes du Gouvernement Cambodgien*, Phnom-Penh : Imprimerie du Protectorat, pp. 78-79. ただし、法令番号のみ, *BAC* 1902, p. 47, による。

<sup>4</sup> *Annuaire général de l'Indo-Chine française* 1904, p. 19.

<sup>5</sup> *op.cit.*, p. 591.

この改組は、3つの法令、すなわち、小委員会のカンボジア側委員の一部を任命する1905年5月5日王令第19号<sup>6</sup>、フランス側委員を任命する同年5月10日理事長官令(arrêté du Résident supérieur) (法令番号不明)<sup>7</sup>、そして、先の王令や理事長官令に追加して新しい委員や通訳・翻訳担当者を任命する同年5月20日理事長官令(法令番号不明)<sup>8</sup>による。これらの法令をもとにして、前稿において法典編纂委員会の設置当時の委員を確定するために行ったのと同様の作業を行った。その確定作業の詳細については、紙幅の都合上、割愛する。新しい小委員会の構成員は、氏名や職名が不詳の者が数名いるものの、判明した限りでは、次のとおりである(表1～4を参照)。

表1 第一小委員会の委員(1905年)

	氏名	職名等
1 ◎	アルマン・ルソー (ROUSSEAU, Armand) *	理事長官府第一局長
2 ○	コル・デ・モンテイロ (de MONTEIRO, Col)	法相
3	ヴィクトル・ガブリエル・ピュジヨル (PUJOL, Victor Gabriel) *	理事長官府第二局長
4	ソティアロット (Sutharot)	王子
5	氏名不詳 (-----)	僧王の代理人
6	ンギン (Ngin)	バーカー・ボラオヘッド部局長
7	カエ・ナウ (Kê Noeu / Nou)	保護領印刷局職員
8 △	フェルディナン・オムボーン (Ferdinant Amphon)	大臣会議次席書記官
9 △	クン・クム (Khun Kim)	保護領政府通訳

表2 第二小委員会の委員(1905年)

	氏名	職名等
1 ◎	アルフレド・ポール・ウジェーヌ・アダモル (ADAMOLLE, Alfred Paul Eugène) *	[仏] プノンペン始審裁判所所長
2 ○	チュオン (Thiounn)	宮相
3	ルイ・ピエール・エミール・ガブリエル・ブディノ (BOUDINEAU, Louis Pierre Emile Gabriel) *	理事長官府官房副主任(?)
4	ピアヌヴオン (Phanuvong)	王子
5	ディ (Dy)	[カ] 控訴裁判所長官
6	ドゥチ (Duch)	法相補佐官
7	ソー (So)	[カ] プノンペン始審裁判所裁判官
8 △	ケート (Keth)	大臣会議首席書記官
9 △	----- (Thun)	保護領政府通訳

<sup>6</sup> 1905年5月5日王令については、法典編纂に関する資料ファイル中の同王令の写しによる(ANC R S C 30546)。なお、同王令は官報にも掲載されていると思われるが、筆者がカンボジア国立文書館で閲覧・複写した中には見当たらなかった。筆者の見落としの可能性もある。

<sup>7</sup> BAC 1905, p. 219.

<sup>8</sup> BAC 1905, pp. 508-509.

表3 第三小委員会の委員（1905年）

	氏名	職名等
1 ◎	ポール・ルイ・エミール・ノルマン (NORMAND, Paul Louis Emile) *	[仏]検事正
2 ○	ペッチ・ポン (Peich Ponn)	陸相代理
3	ジャン・フランソワ・ルイ・ルフェーブル (LEFÈVRE, Jean François Louis) *	理事長官府第三局職員（法学士）
4	ミアキアヴァン (Maghavan)	王子
5	氏名不詳 (-----)	僧王の代理人
6	ミアス (Méas)	海相補佐官
7	アム(?) (Am)	職名不詳 (称号"Oknha Prar Chackhara")
8	----- (Kong)	職名不詳 (称号"Oknha Réaksa Théanin")
9 △	オク(?) (Uk/Ouk)	国王秘書(?) (称号"Oknha Prichha")
10 △	ヒン・パエン (Hing Penn)	保護領政府通訳

表4 第四小委員会の委員（1905年）

	氏名	職名等
1 ◎	ガブリエル・ジャンネラ (JEANNERAT, Gabriel) *	コンダール理事官
2 ○	ソン・ディアブ (Son Diep)	王宮事務長
3	ジャン・ラクチュール (LACOUTURE, Jean B. C. A.) *	[仏]プノンペン始審裁判所裁判官補
4	ソティアヴォン (Suthavong)	王子
5	ソット (Sot)	[カ]プノンペン始審裁判所所長
6	チム (Chhim)	[カ]控訴裁判所裁判官
7	ブラック (Prac)	[カ]プノンペン始審裁判所裁判官
8 △	----- (Yung)	保護領政府通訳
9 △	----- (Toch)	職名不詳 (称号"Oknha Presœu Aksar")

◎は委員長を、○は副委員長を、△は通訳・翻訳担当者を示す。 \*はフランス人を示す。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を、[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

(表1～4の出典) 1905年5月5日王令, 同年5月10日理事長官令,  
同年5月20日理事長官令等を参考に筆者作成。

フランス人植民地官僚の他, カンボジア人の王族, 僧王らの代理人, 司法官を含む官人たちが小委員会の構成員となる点は, 以前の小委員会と同じである。一方で, 小委員会の構成員数は通訳・翻訳担当者を除いて7～8人となり, 以前の小委員会に比べて倍増している。その原因は, 1つには, フランス人委員が各小委員会に2人ずつになったことであり, もう1つには, 以前の小委員会では構成員ではなかった大臣・大臣補佐官 (suppléant de ministre)<sup>9</sup>等が新たに構成員に加わったことである。

この小委員会に関わって, 次の2点を指摘しておきたい。第1に, 大臣の顔ぶれが, 1901年から1905年までの間に変化しており, 伝統的な官人の系譜に属する人々か

<sup>9</sup> 「大臣補佐官」は, 平時においては各省における事務全体について大臣らを補助し, 大臣らが何らかの事情により職務をとれないときにはその代理をすることを任務とする職である (1897年7月11日王令第3条)。いわば副大臣あるいは次官であり, 通常, 各省に1人ずつの計5人が置かれた。

らカンボジア語・フランス語の通訳出身者に代わったことである。1901年当時の大臣たち5人のうち3人は、1902年から1903年にかけて死去したり引退したりした。代わって大臣に就任した者たちのうち、第二小委員会に所属する宮相チュオン（後掲写真1・前列左端）や第三小委員会に所属する陸相ペッチ・ボン（Peich Ponn, 同・後列右）は、1885年にフランスに留学し、帰国後に通訳になった。チュオンは、1901年には大臣会議の書記官長であったが、1902年に宮相に就任した<sup>10</sup>。ボンは、チュオンの後任として大臣会議の書記官・兼・文書管理官（secrétaire archiviste）を務めた後<sup>11</sup>、1903年に陸相代理（Ministre de la Guerre *par intérim*）に就任し<sup>12</sup>、その後、1907年には陸相に昇格した<sup>13</sup>。また、第四小委員会に所属する王宮事務長ソン・ディアブ（Son Diep, 同・後列左）は、チュオンやボンとは経路は異なるものの、やはり通訳出身であり、後に海相や法相を歴任した<sup>14</sup>。第一小委員会に所属する法相コル・デ・モンテイロのみは、1901年当時から引き続き大臣を務めているが、彼も以前にノロドム王の通訳を務めた経験がある。彼らはフランス人植民地官僚らとともに働いた経験が長く、フランス保護領政府は彼らを通じて法典編纂委員会の活動を支配することが可能となった。

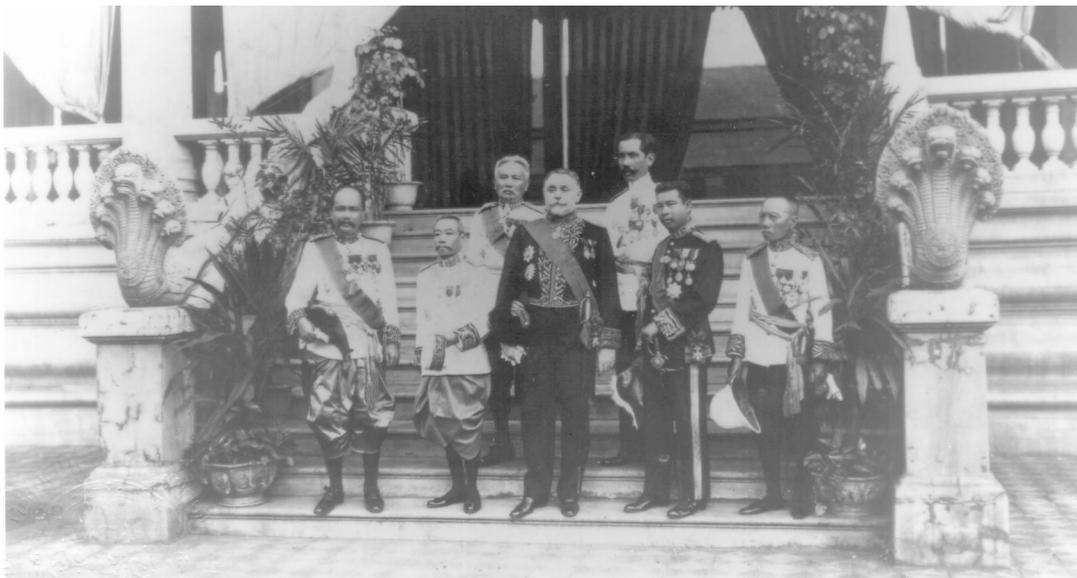


写真1 植民地期の大臣たち（1920年頃）

（出典）ANC RSC Photo No. 1092.

第2に、各小委員会の通訳・翻訳担当者の中に、後に要職に就く者が散見されることである。たとえば、第二小委員会の通訳・翻訳担当者であるケート（Keth）は、宮相チュオ

<sup>10</sup> BAC 1902, p. 135. なお、チュオンの略歴については、Sakou Samoth, *Hommes et Histoire du Cambodge*, Phnom Penh: Editions Angkor, 2012, p. 287., も参照のこと。

<sup>11</sup> BAC 1902, pp. 186-187.

<sup>12</sup> BAC 1903, pp. 386-387.

<sup>13</sup> ボンの陸相昇格については、ボンの「個人ファイル（dossier personnelle）」中の、1907年7月16日王令第23号の写しによる（ANC RSC 17938 “Dossier personnel de M. Peich Ponn, anouc montrey”）。

<sup>14</sup> ソン・ディアブの略歴については、傘谷「フランス植民地期歴代司法大臣の経歴(2)」51-53頁、を参照のこと。

ンや陸相ボンと同時期にフランスに留学し、帰国後に通訳となった。ボンの陸相代理就任後にその後任として大臣会議の書記官・兼・通訳官 (secrétaire et interprète) となり<sup>15</sup>、1905年当時はその職にあったが、1911年に法相補佐官に<sup>16</sup>、1914年に破毀院長官代理に<sup>17</sup>、1920年に正規の長官に就任した<sup>18</sup>。また、第三小委員会の通訳・翻訳担当者であるヒン・パエン (Hing Penn) は、ケートの後任として、大臣会議の書記官や法相補佐官、破毀院の後身である取消院 (Cour d'annulation) の長官、そして法相を歴任した<sup>19</sup>。1900年代のカンボジアでは官吏の養成制度は未整備であったので<sup>20</sup>、代わって、法典編纂委員会で実務経験を積んだ通訳出身者が重用されたものと思われる。

余談ではあるが、彼らのように植民地期に行政・司法の要職にあった者たちの一部の名は、現在、プノンペン市内の道路・住所の名として残っている。たとえば、経済財務省と国立図書館・文書館との間を南北に走る道路は、ヒン・パエン通り (61番通り) という。プノンペンを訪問する際には、道路の名を記した標識に注目していただきたい。

#### (4) 再度の停滞期 (1905～1907年)

小委員会の改組の後、再び資料の無い時期がある。この時期には、少なくとも一部の小委員会の活動は停止していたようである。第二小委員会の委員であったルイ・ブディノ (BOUDINEAU, Louis) は、1907年の論文で、次のように記している。まず、ブディノは、「モレル (Morel) 理事長官は、形式上はかなり以前に開始されていたが、実際には彼の着任の少し前から始まったこの作業 (法典編纂のこと：筆者注) を精力的に推進した。この高官は、これらの委員会をかなり熱心に再組織した」と述べる<sup>21</sup>。ルイ・ジュール・モレル (MOREL, Louis Jules) は、1904年から1905年にかけて理事長官を務めたので、このブディノの記述は1905年の小委員会の改組のことを指しているのであろう。しかし、ブディノは続けて、「今日では、新たな法典編集はあまり熱心に進められていないこと、おそらくは終わってしまったことは間違いない」と記している<sup>22</sup>。小委員会を改組したにも関わらず、法典編纂の作業は順調ではなかったらしい。

#### (5) 第三小委員会による刑法典草案の提出 (1907～1909年)

一方で、4つの小委員会のうち第三小委員会については、引き続き作業を行っていた可能性がある。この作業を主導したのは、前稿でも触れたフランス人植民地司法官僚トリコンである。トリコンは、当時は、フランス司法系統のプノンペン始審裁判所で検事正 (Pro-

<sup>15</sup> BAC 1903, pp. 433-434.

<sup>16</sup> BAC 1911, p. 734.

<sup>17</sup> BAC 1914, p. 409.

<sup>18</sup> BAC 1920, p. 518.

<sup>19</sup> ヒン・パエンの略歴については、傘谷祐之「フランス植民地期歴代司法大臣の経歴(3)」『Nagoya University Asian Law Bulletin』第4号(2018年)33-34頁、を参照のこと。

<sup>20</sup> この点については、傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける司法官任用制度」『名古屋大学法政論集』第272号(2017年)169-170頁、も参照のこと。

<sup>21</sup> Boudineau, "De l'organisation de la justice indigène au Cambodge", *Revue Indochinoise*, Tome V, no.62 (1907), p. 981.

<sup>22</sup> *ibid.*

cureur de la République) を務めていた。1905年の小委員会の名簿にはトリコンの名は無く、いつから法典編纂に参加したのかは不明である。トリコンは、1907年春頃までには刑法典の起草を終えたようである<sup>23</sup>。同年6月、理事長官はこの草案をシソワット王に送付し、シソワット王はそれを大臣会議に転送して、検討を命じた。大臣会議は、検討の後、草案を一部修正して、翌1908年9月に国王に返送し、国王はそれを理事長官に転送した。理事長官は、その修正案を小委員会に再度検討させた後、翌1909年1月に再び大臣会議の検討に付した<sup>24</sup>。

大臣会議は、1909年の1月末から2月初めにかけて会合し、6日間をかけて修正案について検討した<sup>25</sup>。この会合は、大臣会議の2種類の会合のうち、理事長官が主宰する会合ではなく、内相が主宰し、カンボジア人の大臣のみが出席する常任委員会 (Commission permanente)<sup>26</sup> として開催された。また、大臣会議の構成員である大臣たち以外に、本来は大臣会議の構成員ではない王族、僧王らの代理人、司法官を含む官人たち十数人が出席しており、その構成は、フランス人が誰一人参加していないことを除き、かつての法典編纂委員会と似通っている。会合では、フランス語とカンボジア語とを併記した刑法典草案が人数分準備され、それを1か条ずつ読み上げながら、検討した。その結果、草案の内容を修正する提案はなかったが、草案作成に多大な貢献をした第三小委員会の構成員を顕彰する前文を追加することが提案され、大臣会議はこれを承認した。その前文によれば、当時の第三小委員会の構成員は、次のとおりである (後掲表5を参照)。

この会合は、草案を実質的に検討するためというよりも、王族や僧王らの代理人をはじめカンボジア側の主要人物が参加して草案を検討したという形式を整えるために開催されたのではないか、と思われる。

その後、法相は、1909年3月に、大臣会議の理事長官が主宰する会合で草案について審議するよう理事長官に要請し<sup>27</sup>、大臣会議は、同年4月の会合で、この草案を国王の裁可に委ねることを決定した<sup>28</sup>。こうして、法典化が企図された複数の法典のうち少なくとも刑法典については、1909年中に公布・施行されるかに思われた。ところが、刑法典は、1909年にも翌1910年にも、公布されることはなかった。

<sup>23</sup> 法典編纂に関する資料ファイル中の、トリコンから理事長官に宛てた1907年8月18日付けの手紙による (ANC RSC 30546)。

<sup>24</sup> 刑法典草案の検討状況については、法典編纂に関する資料ファイル中の、1909年1月末から2月初めにかけて開催された大臣会議常任委員会の会合の議事録による (ANC RSC 30546)。

<sup>25</sup> 同上。

<sup>26</sup> 大臣会議の常任委員会については、傘谷「植民地期カンボジアにおける大臣の称号・職名」63頁脚注13、も参照のこと。

<sup>27</sup> 法典編纂に関する資料ファイル中の、司法大臣から理事長官に宛てた1909年3月1日付けの手紙第61号のフランス語訳による (ANC RSC 30546)。

<sup>28</sup> 法典編纂に関する資料ファイル中の、1909年4月8日に開催された大臣会議の第143回会議の議事録の写しによる (ANC RSC 30546)。

表5 第三小委員会の委員（1909年頃）

	氏名	職名等
1	◎ アルベール・エドゥアール・トリコン (TORICON, Albert Edouard) *	[仏] プノンペン始審裁判所検事正
2	チャン (Chan)	僧王の代理人
3	ミアキアヴァン (Maghavan)	王子
4	ペッチ・ポン (Peich Ponn)	陸相
5	オク (Ouk)	宮相補佐官
6	ミアス (Méas)	海相補佐官
7	アム (Âm)	保護領印刷局職員(?)
8	△ マウ (Mau)	職名不詳 (保護領政府通訳?)

◎は委員長を、△は通訳・翻訳担当者を示す。 \*はフランス人を示す。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1909年1月末から2月初めにかけて開催された大臣会議常任委員会の会合の議事録等 (ANC RSC 30546) を参考に筆者作成。

#### (6) 草案の最終検討から法典の公布へ（1910～1911年）

1911年秋に至って、当時の理事長官エルネスト・ウトレイ (OUTREY, Ernest) は、同年10月4日理事長官令第856号により、改めて刑法典の草案を検討する委員会を設置した<sup>29</sup>。というのも、同年に着任したばかりのウトレイは、草案について不満を持っていた。ウトレイは、新しく設置した委員会の委員長に対して、草案中の権力分立に関わる諸規定や懲役刑・追放刑・流刑という刑罰の階梯は、カンボジアではうまく適用できないので、削除するように、と要請した<sup>30</sup>。また、インドシナ総督に対して、草案中の幾つかの条文を列挙し、それらを「維持することが実に受け入れ難いように思われる」と書き送っている<sup>31</sup>。

ウトレイの指示により設置された委員会の構成員は、次のとおりである（表6を参照）。13人の委員のうち、正副委員長を含む8人がフランス人委員であり、初めてフランス人が委員会構成員の過半数を占めた。

<sup>29</sup> BAC 1911, pp. 539-540. なお、1911年10月27日理事長官令（法令番号不明）により、一部の委員に変更があった（BAC 1911, pp. 557-558.）。

<sup>30</sup> 法典編纂に関する資料ファイル中の、理事長官ウトレイからムリエ氏に宛てた1911年10月5日付けの手紙第1478号による（ANC RSC 30546）。

<sup>31</sup> 法典編纂に関する資料ファイル中の、理事長官ウトレイからインドシナ総督に宛てた1911年10月6日付けの手紙第1484号による（ANC RSC 30546）。

表6 諸法典検討委員会の委員（1911年）

	氏名	職名等
1	◎ ジャン・エルネスト・ムリエ (MOULIÉ, Jean Ernest) *	理事長官補佐
2	○ ポール・マリー・コラル (COLLARD, Paul Marie) *	プノンペン市理事官
3	□ アルベール・エドゥアール・トリコン (TORICON, Albert Edouard) *	[仏]プノンペン始審裁判所検事正
4	ジュール・ルネ・ラウル・カレ (CARRÉ, Jule René Raoul) *	[仏]プノンペン始審裁判所所長
5	レオン・アルマン・ルソー (ROUSSEAU, Léon Armand) *	コムポート理事官
6	オーギュスト・イポリット・ガルティエ (GALTIER, Auguste Hippolyte) *	クラチュエ理事官
7	マリー・フランソワ・ジョゼフ・ジュモ (JUMEAU, Marie François Joseph) *	理事長官府第二局局长
8	ピエール・ルイ・エルネスト・マレスコット (MALESCOT, Pierre Louis Ernest) *	理事長官府第一局局长
9	ミアキアヴァン (Maghavan)	王子
10	ソン・ディアブ (Son Diep)	海相
11	ペッチ・ボン (Peich Ponn)	陸相
12	チャン (Chan)	僧王の代理人
13	ケート (Keth)	大臣会議書記官長

◎は委員長を、○は副委員長を、□は報告者 (Rapporteur) を示す。 \*はフランス人を示す。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1911年10月27日理事長官令等を参考に筆者作成。

この委員会は、同年10月28日理事長官令（法令番号不明）により、民法典の一部分の草案をも合わせて検討することになった<sup>32</sup>。また、委員会の会合の議事録によれば、治罪法・司法組織法典の草案についても検討した<sup>33</sup>。民法典と治罪法・司法組織法典を誰がいつ起草したのか、正確には不明であるが、後の大臣会議の議事録には各法典を「トリコン氏がカンボジア人の名士たちと協力して準備した」と記されているので<sup>34</sup>、トリコンが強く関与したようである。この委員会は、同年11月上旬に数日間わたって会合し、いくつかの条文を修正した上で、草案を完成させた<sup>35</sup>。

その後、国王は、同年11月20日王令第61号により、民法典（民事身分に関する編のみ）、刑法典、治罪法・司法組織法典を公布し、民法典については翌1912年1月1日から、刑法典と治罪法・司法組織法典については7月1日から施行することを命じた。

<sup>32</sup> BAC 1911, p. 558.

<sup>33</sup> 法典編纂に関する資料ファイル中の、1911年11月9日に開催された治罪法・司法組織法典を検討する委員会会合の議事録による (ANC RSC 30546)。

<sup>34</sup> 1911年11月27日に開催された大臣会議の第157回会議の議事録による (ANC RSC 32306 “Procès verbaux des séances du conseil des ministres (en français). Séance 148 à 172 (08/03/1910-15/01/1913).”).

<sup>35</sup> 脚注33に挙げた資料の他、同じ法典編纂に関する資料ファイル中の、1911年11月4日・6日に開催された民法典を検討する会合の議事録、および、同月7日・8日に開催された刑法典を検討する会合の議事録による (ANC RSC 30546)。

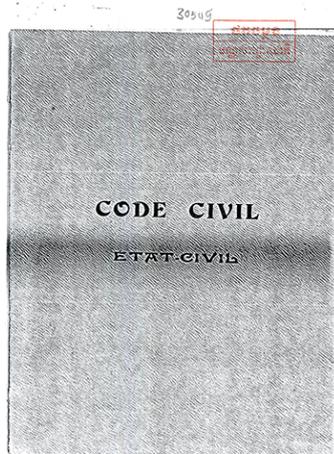


写真2 1911年民法典（フランス語版）  
表紙



写真3 同・冒頭部分

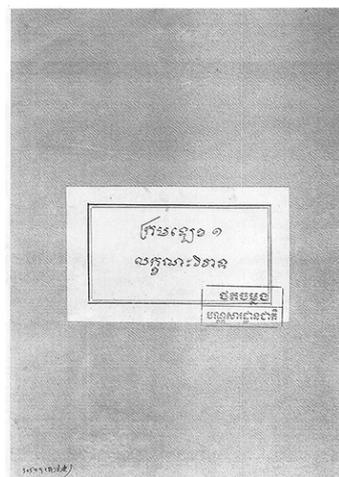


写真4 1911年民法典（カンボジア語版）  
表紙

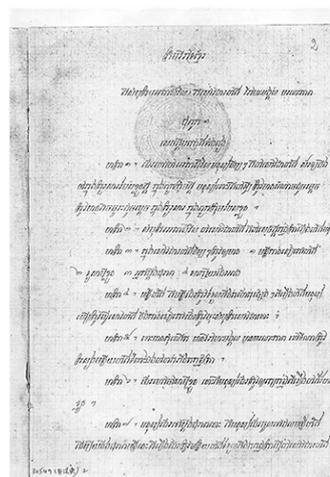


写真5 同・冒頭部分

(ANC RSC 30549 “Originaux des codes cambodgiens. Code pénal Code d’instruction criminelle, code civil, état-civil (en khmer et en français)”)

### 3. 小括

こうして、1901年に開始された第一次法典編纂は、民法典（民事身分に関する編のみ）、刑法典、治罪法・司法組織法典という3つの法典に結実した。しかし、1910年代には第二次法典編纂が企図され、3つの法典は、治罪法・司法組織法典のうち治罪法に関する部分を除いて、新しい法典に取って代わられた。

第一次法典編纂は、前稿で述べたように、カンボジア人大臣たちの提案によって開始された。しかし、作業が進展するにつれ、作業の主導権は次第にフランス側に移っていった。1905年に法典編纂委員会の小委員会を改組した際にはフランス人委員が増員され、カ

ンボジア側でも通訳出身の大臣たちが委員となるなど、フランス側の意向がより反映しやすくなった。それでも、1909年に刑法典の草案を確定する段階でカンボジア人のみによる会合を開催するなど、カンボジア側の意向を取り入れつつ新法典への支持を調達しようとする配慮も見られたが、1911年には、各法典の草案を検討する委員会の過半数をフランス人が占めるようになり、フランス側が法典編纂を主導することがより明確になった。この傾向は、第二次法典編纂の時期にも続く。

文献略語

ANC Archives National du Cambodge

*BAC Bulletin administratif du Cambodge*

RSC Résident Supérieur au Cambodge